

村松労働局長による「カスハラ防止対策等の推進」に関する

企業トップへの要請について

－ 株式会社 セコマ －

【令和8年6月16日(火)】

令和8年6月16日、村松北海道労働局長が、株式会社セコマ(代表取締役社長 赤尾 洋昭氏)を訪問、カスタマーハラスメント防止対策等の更なる取組の発信、働きかけを要請いたしました。

～株式会社セコマ 本社にて～



赤尾社長に要請書を手渡す村松局長

代表取締役社長 赤尾 洋昭 氏(写真左)、北海道労働局長 村松 達也(写真右)

カスタマーハラスメント等が社会的に問題となっていることを踏まえ、令和8年10月1日より、事業主に対し、労働者を保護するという方針の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上講ずべき措置を義務付ける改正労働施策総合推進法が施行されます。